租税特別措置等に係る政策の事後評価書

, ;	斯华亚海 /	の対象とした政策	
1	の名称	ハバ外にした以来	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (知志志#)
			(卸売市場)
2	対象税目	① 政策評価の	(法人税:義)(国税)
		対象税目	(法人事業税、法人住民税:義(自動連動))(地方税)
		② 上記以外の	(所得税:外)(国税)
		税目	(住民税:外(自動連動)(地方税)
3	内容		《制度の概要》
			土地収用法の規定に基づき、法人の有する土地が卸売市場の用に
			供するために収用され、補償金により代替資産の取得をした場合、圧
			 縮限度額の範囲内で損金経理等を行ったときは、その減額した金額を
			損金算入できる。
			《関係条項》
			NS
			性忧特别拍直法(咱和 32 平法律第 20 号) 第 04 来
4	担当部局		農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課
5		時期及び分析対	評価実施時期:令和7年6月~8月
	象期間		分析対象期間∶令和2年度~6年度
6	創設年度	及び改正経緯	昭和46年度 創設
			令和4年度 連結納税制度廃止
7	適用期間		恒久措置
8	必要性	① 政策目的及	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等	びその根拠	食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日 閣議決定)では、
			農産品等のサプライチェーン全体の物流効率化の促進に向け、農産
:			品等の流通網の強化に必要な中継共同物流拠点や卸売市場の整備 (************************************
			等を推進することとしている。
			このため、公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等
			に対する課税の特例を設け、卸売市場用地の確保の円滑な推進を図
			うている。 譲渡所得への課税にあたり本措置により軽減措置を講じることによ
			り、収用を円滑に進め卸売市場の機能の強化を図る。
			《政策目的の根拠》
			○ 食料·農業·農村基本計画(令和 7 年 4 月 11 日 閣議決定)
			第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
			Ⅲ 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム
			2 食品産業
			(2)流通の合理化
			農林水産物・食品の流通の9割以上はトラック輸送に依存している。
			このような中、トラックドライバーの減少や時間外労働の上限規制によ
			る輸送カ不足が懸念され、特に長距離トラックに大きく依存している遠
			隔産地から大消費地への幹線物流の確保が困難になるおそれがあ
			る。また、荷待ち時間の長さ、手荷役作業の多さなどの課題を抱えてお
			り、効率化に向けた取組が必要である。
			このため、国土交通省等の関係省庁や地方公共団体等とも連携し

		ながら、農産品等のサプライチェーン全体の物流効率化の促進に向け、物流の標準化、デジタル化・データ連携等の取組、産地における集出荷施設、農産品等の流通網の強化に必要な中継共同物流拠点や卸売市場の整備等を推進する。また、鉄道・船舶輸送をはじめ、多様な輸送モードを活用した環境負荷低減にも寄与するモーダルシフト等を推進する。
	② 政策体系に おける政策 目的の位置 付け	< 大目標> 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 < 中目標> I-3 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム < 政策分野> ① 食品産業
	③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	用地取得を収用によって進める必要が生じたときに本特例措置により収用を円滑に進め、生鮮食料品等の公正な取引の場として高い公共性を果たしていくことが期待される卸売市場の用地を土地所有者から円滑に確保することにより、地域における卸売市場における生鮮食料品等の安定供給等を実現すること。
	④ 政策目的に 対する租税 特別措置等 の達成目標 実現による 寄与	本特例措置により、地域の流通実態に応じた卸売市場用地の確保 を実現することにより、地域における生鮮食料品等の安定供給、適正 な価格形成と流通の合理化に寄与するものと考えている。
9 有効性	① 適用数	図分 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 (実績) 空利的年度 (実績) 空利的 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の
	② 適用額	単位:円 区分

		食品産業部食品流通課より地方農政局等を通じ都道府県に対して調	
		査を行い把握した。 【算定根拠】	
		一(適用実績のため)	
	③ 減収額	区分 令和2年度 (実績) 令和3年度 (実績) 令和4年度 (実績) 令和5年度 (実績) 令和6年度 (実績) 法人税 - - - 法人事業税 - - - 法人住民税 - - -	
		※ 新事業・食品産業部食品流通課調べ。 ※ 減収額については、租税特別措置の適用状況の透明化に関する 法律に基づく、租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外 の租税特別措置等の減収額が含まれていることから、本措置分のみ の減収額を抽出できなかったことにより、使用できないため、新事業・ 食品産業部食品流通課より地方農政局等を通じ都道府県に対して調 査を行い把握した。 【算定根拠】 -(適用実績がないため)	
	④ 効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 近年実績はないが、生鮮食料品等の公正な取引の場として高い公共性を果たしていくことが期待される卸売市場の用地を土地所有者から円滑に確保することにより、地域における生鮮食料品等の安定供給、適正な価格形成と流通の合理化に寄与する。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】	
		《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 近年実績はないが、生鮮食料品等の公正な取引の場として高い公共性を果たしていくことが期待される卸売市場の用に供される土地の取得を収用によって進める必要が生じたときに本特例措置により収用を円滑に進めることができる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】	
		《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 卸売市場の用に供する土地については、基本的には一般的な交渉 等により確保するものであり、収用を前提としていないが、事情やむを 得ず土地収用法の規定に基づき、法人の有する土地を収用した場合 に、本特例措置が当該法人に対し有効である。	
	⑤ 税収減を是 認する理由 等	収用による用地取得(卸売市場に係るもの)の近年実績はないが、 用地確保が困難な場合において、生鮮食料品等の公正な取引の場と して高い公共性を果たしていくことが期待される卸売市場の用地を円 滑に取得するためには本特例措置が必要である。	

	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、資産所有者の収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る非課税措置である。また、資産所有者からの収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが適当である。 【地方税】 ・農業協同組合等が一定の貸付を受けて、共同利用する施設を取得
	け等との役割分担	した場合の課税標準の特例措置(不動産取得税) ・ 卸売市場及びその機能を補完する施設に係る特例措置(事業所税) 【予算措置】 ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 【金融措置】 ・ 食品流通改善資金(卸売市場近代化施設) 上記税制措置は、卸売市場の施設・機械等の取得に係るものであ
		り、対象としている内容が異なる。 また、上記予算措置及び金融措置は、卸売市場における品質管理の 高度化等に資する施設・設備等に係る支援措置であり、本特例措置と は対象としている内容が異なるものである。
	③ 地方公共団 体が協力す る相当性	本特例措置は、卸売市場用地の確保の円滑化を図るものであり、地方公共団体にとっても、地域における卸売市場の適正配置を通じた生 鮮食料品等の安定供給の確保の観点から、効果があるものと考える。
11 有識者の見	1解	_
12 評価結果 <i>の</i>)反映の方向性	収用による用地取得(卸売市場に係るもの)の近年実績はないが、 用地確保が困難な場合において、生鮮食料品等の公正な取引の場と して高い公共性を果たしていくことが期待される卸売市場の用地を円 滑に取得するために引き続き本特例措置を継続する。
13 前回の事前評価の実施	前評価又は事後 西時期	令和2年6月~8月